

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（抄）
（昭和25年法律第175号）

（法律の目的）

第1条 この法律は、適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し、これを普及させることによって、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るとともに、農林物資の品質に関する適正な表示を行なわせることによって一般消費者の選択に資し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義等）

第2条 この法律で「農林物資」とは、次の各号に掲げる物資をいう。ただし、酒類並びに薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品を除く。

(1) 飲食料品及び油脂

(2) 農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又は材料として製造し、又は加工した物資（前号に掲げるものを除く。）であつて、政令で定めるもの

2 この法律で「規格」とは、農林物資の品質（その形状、寸法、量目又は荷造り、包装等の条件を含む。以下同じ。）についての基準及びその品質に関する表示（名称及び原産地の表示を含み、栄養成分の表示を除く。以下同じ。）の基準をいう。

3 この法律で「日本農林規格」とは、第7条の規定により制定された規格であつて、次に掲げる農林物資の品質についての基準を内容とするものをいう。

(1) 品位、成分、性能その他の品質についての基準（次号及び第3号に掲げるものを除く。）

(2) 生産の方法についての基準

(3) 流通の方法についての基準

4 前項第2号又は第3号に掲げる基準に係る日本農林規格は、生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められる農林物資について制定することができる。

5 この法律で「登録認定機関」又は「登録外国認定機関」とは、それぞれ第17条の2第1項又は第19条の10において準用する同項の規定により農林水産大臣の登録を受けた法人をいう。

（日本農林規格の制定）

第7条 農林水産大臣は、第1条に規定する目的を達成するため必要があると認めるときは、農林物資の種類を指定して、これについての規格を制定する。

2 前項の規格は、当該規格に係る農林物資の品質、生産、取引、使用又は消費の現況及び将来の見通し並びに国際的な規格の動向を考慮するとともに、実質的に利害関係を有する者の意向を反映するように、かつ、その適用に当たつて同様な条件の下にある者に対して不公正に差別を付することがないように制定しなければならない。

3 農林水産大臣は、第19条の13第1項に規定する飲食料品又は同条第3項に規定する

農林物資について第1項の規定により規格を制定するときは、その品質に関する表示の基準を定めないものとする。ただし、同条第1項から第3項までの規定により品質に関する表示の基準において定められた事項以外の事項について品質に関する表示の基準を定めるときは、この限りでない。

- 4 農林水産大臣は、需要者がその購入に際し容易にその品質を識別することができるものと認められる。農林物資について、第1項の規定により規格を制定するときは、その品質に関する表示の基準を定めないことができる。
- 5 農林水産大臣は、第1項の規定により規格を制定しようとするときは、あらかじめ審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（以下「審議会」という。）の議決を経なければならない。

（製造業者等の行う格付）

第14条 農林物資の製造、加工（調整又は選別を含む。以下同じ。）、輸入又は販売を業とする者（以下「製造業者等」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認定機関の認定を受けて、その製造し、加工し、輸入し、又は販売する当該認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に日本農林規格により格付をしたことを示す農林水産省令で定める方式による特別な表示（以下「格付の表示」という。）を付することができる。

- 2 農林物資の生産業者その他の農林物資の生産行程を管理し、又は把握するものとして農林水産省令で定めるもの（以下「生産行程管理者」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、ほ場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認定機関の認定を受けて、その生産行程を管理し、又は把握している当該認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示（第2条第3項第2号に掲げる基準に係るものに限る。）を付することができる。
- 3 農林物資の販売業者その他の農林物資の流通行程を管理し、又は把握するものとして農林水産省令で定めるもの（以下「流通行程管理者」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、農林物資の流通行程及び種類ごとに、あらかじめ登録認定機関の認定を受けて、その流通行程を管理し、又は把握している当該認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示（第2条第3項第3号に掲げる基準に係るものに限る。）を付することができる。
- 4 前3項の格付は、次の各号に掲げる基準について、それぞれ当該各号に定める検査により行うものとする。
 - (1) 第2条第3項第1号に掲げる基準 農林水産省令で定めるところにより行う当該農林物資についての検査
 - (2) 第2条第3項第2号に掲げる基準 農林水産省令で定めるところにより行う当該農林物資の生産行程についての検査
 - (3) 第2条第3項第3号に掲げる基準 農林水産省令で定めるところにより行う当該

農林物資の流通行程についての検査

- 5 第1項から第3項までの認定を受けた農林物資の製造業者等、生産行程管理者又は流通行程管理者は、その表示を能率的に行うため特に必要があるときは、これらの規定による格付前に、当該認定に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付しておくことができる。
- 6 前項の規定により当該物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示が付された農林物資は、第1項から第3項までの規定による格付が行われた後でなければ、譲り渡し、譲渡しの委託をし、又は譲渡しのために陳列してはならない。
- 7 第5項の規定により農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付した農林物資の製造業者等、生産行程管理者又は流通行程管理者は、その表示が、当該農林物資に係る第1項から第3項までの規定による格付の結果と一致しないことが明らかとなったときは、遅滞なく、その表示を除去し、又は抹消しなければならない。
- 8 第1項から第3項までの認定の技術的基準は、農林水産省令で定める。

(登録認定機関の登録)

- 第16条** 登録認定機関の登録（以下この節において単に「登録」という。）を受けようとする者（外国にある事業所により第14条第1項から第3項まで、第15条第1項、前条第1項、第19条の3又は第19条の4の認定（以下この節、第20条第1項及び第20条の2第1項において単に「認定」という。）を行おうとする者を除く。）は、農林水産省令で定める手続に従い、農林水産省令で定める区分ごとに、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付して、農林水産大臣に登録の申請をしなければならない。
- 2 農林水産大臣は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消費技術センター（以下「センター」という。）に、当該申請が第17条の2第1項各号に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。

(格付の表示の禁止)

- 第18条** 何人も、農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付してはならない。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。
- (1) 農林物資の製造業者等が第14条第1項又は第5項の規定に基づき、その製造、加工、輸入若しくは販売に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合
 - (2) 農林物資の生産行程管理者が第14条第2項又は第5項の規定に基づき、その生産行程の管理若しくは把握に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合
 - (3) 農林物資の流通行程管理者が第14条第3項又は第5項の規定に基づき、その流通行程の管理若しくは把握に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合
 - (4) 農林物資の小分け業者が第15条第1項の規定に基づき、小分け後の当該農林物資又はその包装若しくは容器に格付の表示を付する場合

- (5) 指定農林物資の輸入業者が第15条の2第1項の規定に基づき、その輸入に係る指定農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合
 - (6) 外国製造業者等が第19条の3第1項又は第19条の6第1項において準用する第14条第5項の規定に基づき、その製造、加工若しくは輸出に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合
 - (7) 外国生産行程管理者が第19条の3第2項又は第19条の6第1項において準用する第14条第5項の規定に基づき、その生産行程の管理若しくは把握に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合
 - (8) 外国流通行程管理者が第19条の3第3項又は第19条の6第1項において準用する第14条第5項の規定に基づき、その流通行程の管理若しくは把握に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合
 - (9) 外国小分け業者が第19条の四の規定に基づき、小分け後の当該農林物資又はその包装若しくは容器に格付の表示を付する場合
- 2 何人も、農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示と紛らわしい表示を付してはならない。

(外国製造業者等の行う格付)

- 第19条の3** 外国製造業者等は、農林水産省令で定めるところにより、外国にある工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認定機関又は登録外国認定機関の認定を受けて、その製造し、加工し、又は輸出する当該認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる。
- 2 外国生産行程管理者は、農林水産省令で定めるところにより、外国にあるほ場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認定機関又は登録外国認定機関の認定を受けて、その生産行程を管理し、又は把握している当該認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示（第2条第3項第2号に掲げる基準に係るものに限る。）を付することができる。
 - 3 外国流通行程管理者は、農林水産省令で定めるところにより、農林物資の流通行程及び種類ごとに、あらかじめ登録認定機関又は登録外国認定機関の認定を受けて、その流通行程を管理し、又は把握している当該認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示（第2条第3項第3号に掲げる基準に係るものに限る。）を付することができる。